

令和3年 第13回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年12月6日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月6日(月)午前9時～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (17人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	16番	眞崎	純孝
17番	藤村	隆清			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

(1) 議案第38号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第39号

農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第40号

農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第41号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(5) 議案第42号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(6) 議案第43号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(7) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 榎尾健

主査 竹下義博

7. 書記

局長補佐 榎尾健

8. 議事録署名員

10番 藤村紀章 11番 青柳良信

9. 会議の概要

会長 これより第13回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は17名、欠席委員は0名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に10番藤村委員、11番青柳委員を指名します。会議書記は榎尾補佐を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時2分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

榎尾補佐 《(2)農地の転用事実に関する回答書について》

議長 それでは議事に入ります。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

榎尾補佐 議案第38号について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の売買案件となります。譲渡人は〇〇市

樫尾補佐 にお住まいの〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。売買金額は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号2番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、許可とすることに決定します。(9時8分)

議長 次に議案第39号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について、内容を説明致します。

樫尾補佐 整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。申請人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は植林で、施設の内容につきましてもヤマザクラとアカシアの植林となります。転用理由につきましても、山間部の休耕田を利用し、桜皮細工用の樹皮を採取するためのヤマザクラと蜂蜜採取用のアカシアを植栽するためとなります。なお、仙北農業振興地域整備計画書からは除外済となっております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可相当と決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第39号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定します。(9時13分)

議長 次に議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、内容を説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、5条所有権移転案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。転用目的は一般個人住宅、施設の内容につきましても一般個人住宅となります。転用理由

樫尾補佐 につきましては、現在、譲受人は角館町地区内のアパートに居住しているが、両親の介護など今後を考慮し、実家隣接地である申請地に住宅の建築を行うためとなります。こちらは仙北農業振興地域整備計画書から除外済となっております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可相当と決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定します。(9時20分)

議長 次に議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者として私が退席いたしますので、議長を交代します。

《14番高橋代理 議長席に着席》(9時21分)

議長 整理番号5番と整理番号60番及び85番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について整理番号5番と60番及び85番について、説明を致します。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区

竹下主査 の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇.〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号60番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田が〇〇筆、登記簿原野・現況田が〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号85番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は〇〇市にお住まいの〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号5番と85番について6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 整理番号60番について10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用

議 長 地 利 用 集 積 計 画 の 承 認 に つ い て の 整 理 番 号 5 番 と 6 0 番 及 び 8 5 番 に つ い て、適正と認めることに決定します。(9時25分)

議 長 利 害 関 係 者 の 復 席 を 求 め ま す。
《17番藤村会長 復席》(9時25分)

議 長 利 害 関 係 者 の 退 席 を 求 め ま す。7番大石委員。
《7番大石委員 退席》(9時26分)

議 長 そ れ で は、整 理 番 号 6 番 か ら 2 5 番 に つ い て 事 務 局 よ り 説 明 を お 願 い し ま す。

竹下主査 整 理 番 号 6 番 か ら 2 5 番 の 内 容 に つ い て、説 明 を 致 し ま す。
整 理 番 号 6 番 か ら 2 5 番 は、出 し 手 が 田 沢 湖 ○ ○ 地 区 の ○ ○ さ ん は じ め 2 0 件 で、合 計 面 積 が ○ ○ . 0 h a、受 け 手 が 田 沢 湖 ○ ○ 地 区 の 合 同 会 社 ○ ○、農 業 公 社 を と お し て の 新 規 賃 貸 借 案 件 と な り ま す。期 間 は 中 間 管 理 機 構 案 件 と い う こ と で 全 て ○ ○ 年 以 上 と な っ て お り ま す。1 0 a 当 た り の 賃 借 料 は ○ ○ 円 が 基 本 と な っ て お り ま す。内 容 の 説 明 は 以 上 と な り ま す。

議 長 説 明 が 終 わ り ま し た。現 地 確 認 報 告 を 整 理 番 号 6 番 か ら 2 5 番 に つ い て、1 4 番 高 橋 代 理 よ り お 願 い し ま す。

1 4 番 高 橋 《 現 地 確 認 報 告 》

議 長 現 地 確 認 報 告 が 終 わ り ま し た。ご 意 見、ご 質 問 等 ご ざ い ま せ ん か。
『 無 し 』 の 声 あ り

議 長 無 い よ う で す の で、こ の と お り 策 定 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。
『 異 議 無 し 』 の 声 あ り

議 長 異 議 無 し と 認 め ま す。議 案 第 4 1 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 承 認 に つ い て の 整 理 番 号 6 番 か ら 2 5 番 に つ い て は、適 正 と 認 め る こ と に 決 定 し ま す。(9時28分)

議 長 利 害 関 係 者 の 復 席 を 求 め ま す。

《 7 番 大 石 委 員 復 席 》 (9 時 2 8 分)

議 長 利 害 関 係 者 の 退 席 を 求 め ま す。6 番 佐 藤 委 員。

《 6 番 佐 藤 委 員 退 席 》 (9 時 2 9 分)

議 長 そ れ で は 整 理 番 号 8 1 番 に つ い て 事 務 局 よ り 説 明 を お 願 い し ま す。

竹下主査 整 理 番 号 8 1 番 の 内 容 に つ い て、説 明 を 致 し ま す。

整 理 番 号 8 1 番、農 地 の 所 在 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 ・ ○ ○ 地 区、登 記 簿 現 況 共 に 田、田 ○ ○ 筆、合 計 面 積 ○ ○ m²、農 業 公 社 を と お し て の 賃 貸 借 の 新 規 案 件 と な り ま す。利 用 権 を 設 定 す る 者 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 の ○ ○ さ ん、利 用 権 の 設 定 を 受 け る 者 は 西 木 町 ○ ○ 地 区 の ○ ○ さ ん で す。利 用 目 的 は 田、期 間 は ○ ○ 年 間、1 0 a 当 た り ○ ○ 円、年 額 ○ ○ 円 と な り ま す。内 容 の 説 明 は 以 上 と な り ま す。

議 長 説 明 が 終 わ り ま し た。現 地 確 認 報 告 を 私 が 説 明 し ま す。

1 7 番 藤 村 《 現 地 確 認 報 告 》

議 長 現 地 確 認 報 告 が 終 わ り ま し た。ご 意 見、ご 質 問 等 ご ざ い ま せ ん か。

『 無 し の 声 あ り 』

議 長 無 い よ う で す の で、こ の と お り 策 定 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。

『 異 議 無 し 』 の 声 あ り

議 長 異 議 無 し と 認 め ま す。議 案 第 4 1 号 農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 承 認 に つ い て の 整 理 番 号 8 1 番 に つ い て は、適 正 と 認 め る こ と に 決 定 し ま す。(9時30分)

議 長 利 害 関 係 者 の 復 席 を 求 め ま す。

《 6 番 佐 藤 委 員 復 席 》 (9 時 3 0 分)

議 長 そ れ で は、整 理 番 号 5 番 か ら 2 5 番、6 0 番、8 1 番 及 び 8 5 番 を 除 い て

議長 括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 今回の利用集積計画は、新規設定案件が4件、再設定の案件が1件、農地中間管理事業案件が80件、合計85件となっております。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は農地の状況にあわせて〇〇円・〇〇円・〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の使用貸借案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の有限会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、この農地は牧草作付けによる肥培管理することから使用貸借となっております。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇、〇〇俵となります。

竹下主査 整理番号26番から46番は、出し手が田沢湖〇〇地区の〇〇さんはじめ21件で、合計面積が〇〇.〇ha、受け手が田沢湖〇〇地区の農事組合法人〇〇、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円となっております。

整理番号47番から50番は、出し手が田沢湖〇〇地区の〇〇さんを含む4件で、合計面積が〇〇.〇ha、受け手が田沢湖〇〇地区の合同会社〇〇、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円となっております。

整理番号51番から58番は、出し手が田沢湖〇〇地区の〇〇さんはじめ8件で、合計面積が〇〇.〇ha、受け手が田沢湖〇〇地区の農事組合法人〇〇、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。期間は〇〇年間、10a当たりの賃借料は〇〇円となっております。

整理番号59番以降は、これまで農業経営してこられた方が病気や高齢化等諸事情により、今後農業経営が困難なため、離農又は経営縮小を目的として秋田県農業公社への貸付を行い、規模拡大等志向農家との調整を行った案件となっております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳 《現地確認報告》

議長 整理番号2番及び78番から80番、84番について、6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 整理番号3番と4番及び77番と83番について、13番齋藤委員よりお願いします。

13番齋藤 《現地確認報告》
議長 整理番号26番から46番及び51番から58番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》
議長 整理番号47番から50番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》
議長 整理番号59番と63番について、14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》
議長 整理番号61番、62番について、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎 《現地確認報告》
議長 整理番号64番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》
議長 整理番号65番及び69番から74番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》
議長 整理番号66番について、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》
議長 整理番号67番と68番、75番と76番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《現地確認報告》
議長 整理番号82番については、私から説明します。

17番藤村 《現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号5番から25番、60番及び81番と85番を除いて、適正と認めることに決定します。(9時50分)

議長 次に議案第42号現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第42号現況非農地証明願に対する可否決定について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿は田、現況が原野、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有者は〇〇市にお住まいの〇〇さんです。非農地の事由につきましては、申請地は平成〇〇年頃から太陽光パネル設置を計画しており休耕田としていたが、計画が頓挫したことにより耕作ができない状況であることから非農地として申請されたためとなります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第42号現況非農地証明願に対する可否決定について、許可することに決定します。(10時11分)

議長 次に議案第43号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について
を上程します。本議案については、市農業振興課より説明をお願いします。

齋藤係長 《議案書により説明》

議長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整備計画の変更についてご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第43号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について、原案のとおり決定し答申することとします。(10時19分)

《農業振興課齋藤係長 退席》(10時20分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 協議事項 なし

嶋村局長 連絡事項 今後の日程について

12月23日(木)農用地利用調整会議(午前9時～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

令和4年1月7日(金)第1回農業委員会総会(午後4時30分～)

温泉ゆぼぼ

議長 これで令和3年第13回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(10時29分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年12月6日

議長

署名員 10番

署名員 11番